

# 時間外労働の上限規制について

## ○労働基準法における労働時間の定め

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

### ① ポイント

- 労働者が法律の上限を超える時間(※)働く場合にはあらかじめ「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」が必要です。
- 中小企業は2020年4月から、36協定で定めることができる時間外労働時間に制限(時間外労働の上限規制)ができます。  
(大企業は2019年4月から適用されています)

### (※) 法律の上限を超える時間とは



## ○改正内容

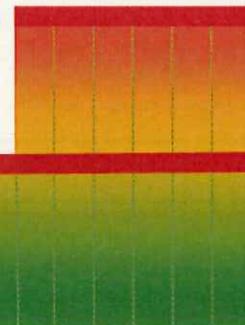
時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内  
(1年を通じて常に、2～6か月平均80時間以内にしなければならない)
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

### 法律による上限

(特別条項/年6か月まで) ----->

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間\*
- ✓月100時間未満\* \*休日労働を含む



◆以下の事業・業務は、2024年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。

・建設事業 ・自動車運転の業務

・医師

・鹿児島・沖縄砂糖製造業 (複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。)

◆新技術・新商品などの研究開発業務について、上限規制の適用が除外されています。

### 法律による上限 (限度時間の原則)

✓月45時間  
✓年360時間

法定労働時間  
✓1日8時間  
✓1週40時間

くわしくは厚生労働省ホームページよりパンフレット『時間外労働の上限規制 わかりやすい解説』をご確認ください。

## ○36協定届記載例（限度時間を超えない場合）

表面	時間外労働に関する協定届 休日労働										労働保険番号 <input type="text"/> 法人番号 <input type="text"/>		労働保険番号・法人番号を記載してください。		
株式第9号（第16条第1項関係）		事業場（工場、支店、営業所等）ごとに協定してください。		事業の名前		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間							
金属製品製造業		○○金属工業株式会社 ○○工場		(〒○○○○-○○○○) ○○市○○町1-2-3		(電話番号: ○○○-○○○○-○○○○)		○○○○年4月1日 から1年間							
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の実形労働時間に 上り労働する労働者	休日労働	時間外労働をさせる 必要な具体的な事由		業務の種類		労働者数 (以上の者)	所定労働時間 (1日)(生産)	1日	1ヶ月	1年	1年	1年	1年		
		受注の集中		設計		10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間	370時間	
		臨時の受注・納期変更		機械組立		20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間	270時間	
		製品不具合への対応		検査		10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間	270時間	
		月末の決算事務		経理		5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	320時間	
		搬卸		購買		5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	320時間	
		事由は具体的に 定めてください。		業務の範囲を細分化し、 明確に定めてください。				1日の法定労働時間を 超える時間数を定めて ください。		1ヶ月の法定労働時間を 超える時間数を定めてください。④は45時間 以内。⑤は42時間以内です。		1年の法定労働時間を 超える時間数を定めてください。③は360時間以 内。④は320時間以内です。			
		休日労働		休日労働をさせる必要な具体的な事由		労働者数 (以上の者)	所定日数 (休日)	労働させることができる 法定休日の日数				労働させることができる法定 休日における賃金及び割増賃金			
		受注の集中		設計		10人	土日祝日	1か月に1日				8:30~17:30			
		臨時の受注・納期変更		機械組立		20人	土日祝日	1か月に1日				8:30~17:30			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ1ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超えないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>															
協定の成立年月日 ○○○○ 年 3 月 12 日															
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の署名															
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙 ○○○○ 年 3 月 ○○○○ 労働基準監督署印）															
労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする旨を明確にした上で、使用者が投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。															
管理監督者は労働者代表にはなれません。															
検査課主任 山田花子															
協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。															
工場長 田中太郎															
押印も必要です。															
時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内でなければなりません。これを効率で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、効率的な協定届とはなりません。															

## ○36協定届記載例（限度時間を超える場合）（特別条項）

2枚目 表面	時間外労働に関する協定届（特別条項） 休日労働										1年間の上限時間 を計算する際の起 算日を記載してください。その1年 間においては協定の 有効期間にかかわらず、起算日は 同一の日である必 要があります。			
株式第9号の2（第16条第1項関係）														
限度時間を超えて労働させることができる場合 突発的な仕様変更 製品トラブル・大規模なクレームへの対応 機械トラブルへの対応 限度時間を超えて労働させる場合における手続 限度時間を超えて労働する場合に対する強制措置	限度時間を超えて労働させることができる場合 突発的な仕様変更 製品トラブル・大規模なクレームへの対応 機械トラブルへの対応 限度時間を超えて労働させる場合における手続 限度時間を超えて労働する場合に対する強制措置	時間外労働 休日労働		1日 (生産)	1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、10時間未満に限る。)		1年 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、120時間以内に限る。)							
		時間外労働を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超える時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)		法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (生産)
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ1ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超えないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>														
協定の成立年月日 ○○○○ 年 3 月 12 日														
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の署名														
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙 ○○○○ 年 3 月 15 日														
①、③、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策議の開催														
工場長 田中太郎														
押印も必要です。														
時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内でなければなりません。これを効率で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、効率的な協定届とはなりません。														

## ○働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、設置されています。なお問合せ、ご相談は電話、来所等のいずれも可能です。

みやざき働き方改革推進支援センター 宮崎市橋通東4-1-4宮崎河北ビル7階 0120-975-264